

葬儀社各位

市川市斎場長

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等について（変更）

日頃より本市斎場の運営に関し、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和 5 年 1 月 6 日付、厚生労働省から示されたガイドラインの改正に伴い、斎場施設の運営を下記のとおり変更いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 変更日

令和 5 年 1 月 1 6 日（月）より

2. 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等について

厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」に基づき、下記のとおり取り扱いといたします。

(1) ご遺体の取り扱いについて

ご遺体には、ガイドラインに基づく適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う等）を講ずることにより、通常のご遺体と同様に取り扱い、納体袋への収容は必要ありません。

ただし、損傷が激しい遺体や体液流出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋への収容を行って下さい。

(2) 火葬時間等

通常の花葬と同様に全時間帯で行います。

しかしながら、現在の火葬待ち状況を勘案し、現在午後 4 時から行っている新型コロナウイルスにより亡くなられた方の火葬枠についても、これまでと同様の方法で当面の間実施いたします。

※午後 4 時からの火葬の要件等については斎場に直接お問い合わせ下さい。

(3)火葬予約等

通常の予約と同様に電話予約を行いますが、予約の際（夜間は守衛室）に、新型コロナウイルスによるご遺体であることをお伝え下さい。その際に火葬予約確認票にその旨を記載して下さい。

(4)式場の利用

式場の利用についても、ガイドラインに準じた対策を講じることにより、通常と同様の取り扱いとします。

(5)注意事項

来場の際は、必ずマスクを着用し、手指の消毒等、適切な感染症対策の実施をお願いします。

また、発熱等体調のすぐれない方の来場は控えて下さい。

その他、ご不明な点がありましたら、下記連絡先までお問合せ下さい。

なお、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等の取り扱いについては、厚生労働省のガイドラインに記載する内容に留意して下さい。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000653472.pdf>)

《連絡先》 市川市斎場 電話 047-338-2941  
担当 山本、松村